平成２４年（フ）第７３３号
千葉県松戸市西馬橋広手町１番地　マンション第３松戸302号
債務者　竹田　正勝
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５４１８号
大阪市浪速区日本橋東３丁目３番１―1108号
債務者　山口美代子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４５０号
大阪府八尾市竹渕２丁目85番地　シャトレーヌ303号
債務者　大亮建装こと　内村　治郎
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４９０号
大阪府茨木市鮎川３丁目１番３号
債務者　友村　　勝
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４９１号
大阪府茨木市鮎川３丁目１番３号
債務者　友村ふみ子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５２７号
大阪市住之江区新北島３丁目８番19―802号
債務者　黒田　　満
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５４０号
大阪府寝屋川市春日町12番４号
債務者　清水　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５５１号
大阪市港区市岡元町３丁目３―13三協アメニティ202号室、住民票上の住所大阪市港区市岡元町３丁目３番13号三協アメニティ301号
債務者　松尾　善行
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５８５号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅14―701号
債務者　鈴木修一郎
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５８６号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅14―701号
債務者　鈴木　琴代（旧姓中吉）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５８８号
大阪市都島区都島南通２丁目１番57―319号
債務者　山岸　　剛
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６２３号
大阪府池田市鉢塚２丁目11番10号301
債務者　北浦　裕子（旧姓玉置）
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８４５号
大阪府門真市四宮３丁目５番１号
債務者　金沢真理子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９５３号
大阪府枚方市津田北町２丁目30番10―406号
債務者　有家　佳子
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９９３号
大阪市淀川区十三東３丁目１番23号　入江マンション101号
債務者　増田　憲朗
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０１２号
大阪市福島区玉川１丁目５番４―203号
債務者　林　　良洲
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０４５号
大阪府東大阪市長堂１丁目30番15号　アコード布施703号
債務者　津﨑　和夫
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６０５６号
大阪市東住吉区山坂２丁目７番17号　ヴィラ上善25号
債務者　宮城　幸隆
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部